

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

とちぎわくわく移住・就職・起業促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町、下都賀郡壬生町及び野木町、塩谷郡塩谷町及び高根沢町並びに那須郡那須町及び那珂川町

3 地域再生計画の区域

栃木県の全域

4 地域再生計画の目標

【概要】

本県は、東京から60～160kmの首都圏北部に位置し、東京に近接しているほか、多様な産業がバランス良く集積しているなどの強みを有しているが、本県の人口は平成17年をピークに減少が続いており、近年は特に若い世代を中心に東京圏への転出超過が顕著となっている。

また、本県の15歳～64歳までの生産年齢人口は、平成11年の約135万人をピークに年々減少しており、平成29年には約118万人と約17万人減少している。また、労働市場月報（H29.4～H30.3）によると、栃木県のハローワークへの新規求人に係る充足率は、建設業や宿泊業・飲食サービス業をはじめ、大半の業種で10%台となっており、最も高い農林漁業においても30%台にとどまるなど、深刻な人手不足の状況にある。

さらに、民間調査機関が実施した栃木県内の様々な業種の企業を対象とした人手不足に関するアンケートによると、従業員が「不足している」と回答した企業の割合は60%を超えており、回答企業からは人手不足による悪影響として「時間外・休日労働の増加」、「新たな生産・営業機会の逸失」や「受注・生産・売上の減少」等

が挙げられるなど、本県経済の持続・発展にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

一方、本県が企業に対して実施した採用活動に関するアンケートによると、「求職者に企業を知ってもらう機会が少ない」、「魅力の向上が課題である」との回答が約70%になるなど、地方の企業においては、魅力・実力はあるながらも、東京圏等の求職者に対して自社の魅力等を効果的に発信する能力や場が少なく、就職先の対象として企業をPRできる機会に恵まれていない。そのため、企業情報や求人情報を顕在化できる場を創出し、広く東京圏等の求職者に対して情報発信するとともに、企業が自社の魅力等を十分に伝えることができるよう情報発信スキルの向上を図る必要がある。

本県の開業率については、「雇用保険事業年報」によると、平成28年度で5.2%となっており、公的セクションが主導して実施した創業塾や創業セミナーなどの個別支援が一定の成果を挙げつつあるものの、全国平均（5.6%）を下回る状況が続いている。

県が実施した「商店街実態調査」によれば、県内155商店街の空き店舗の合計は878店舗となるなど、活用が進んでおらず、その背景として、「起業の担い手不足」、「民間ノウハウの活用不足」、「商店街等の魅力低迷」、「多様化した起業支援ニーズに対応困難」といった起業希望者にとって「起業しやすい環境が整っていない」状況がある。

交通の要衝である地理的優位性や災害リスクの少ない安全性、豊富な地域資源など本県の強みに加えて、本県企業等の魅力・実力の効果的な発信、起業しやすい環境を整備し、東京圏から多様な人材を地域の就業・起業の担い手として呼び込むことにより、県内中小企業等の人手不足の解消や新たな起業の連鎖につながるとともに、とちぎへの愛着の醸成等による定着促進や、県内企業等の就労環境の整備、総合的な創業支援の取組も活用しながら、移住・就職・起業政策を有機的に連携させていく。

本県への定住はもとより、東京圏からの移住希望をかなえ、新しいひとの流れが形成されるとともに、人材不足や後継者不足である中小企業等への就業や起業による地域の活性化を図り、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載のある、ものづくり産業の更なる成長、新産業の創出、サービス産業等の振興、農林業の成

長産業化、観光関連産業の振興等、本県産業の持続的な発展と人口減少の抑制を図る。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
本移住支援事業に基づく移住就業者数（人）	0	115	235
本移住支援事業に基づく移住起業者数（人）	0	5	5
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	0	30	30
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	0	2,000	2,000
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を帯同して移住した世帯数（世帯）	0	—	—

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	2024年度増加分 6年目	KPI増加分 の累計
235	235	235	235	1,290
5	5	5	5	30
30	30	30	30	180
2,000	2,000	2,000	2,000	12,000
—	60	60	60	180

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・ とちぎわくわく移住・就職・起業促進プロジェクト
- ・ とちぎまるごと創業プロデュース事業

③ 事業の内容

【移住支援事業】

東京圏からの移住促進と地域の中小企業等における人手不足の解消のため、県と県内全市町が連携しながら、マッチング対象となる県内中小企業等の求人に就業又は県内で起業した移住者に対し移住支援金を支給するとともに、移住に係る情報提供等の支援を行う。

【マッチング支援事業】

本県企業等が持つ魅力・実力を東京圏等の求職者に対して効果的に発信し、人手不足の状況を解消できるよう、企業情報や求人情報を顕在化できる場（マッチングサイト）を開設し、移住支援金の対象となる求人等を掲載するとともに、サイトに掲載する企業等の掘り起こし、企業等の求人広告作成の支援、魅力発信のスキル向上に係るセミナー、フォローアップ等を実施する。

【起業支援事業】

東京圏からの移住者をはじめとした「起業の担い手」による地域課題の解決に資する社会的事業分野の起業を促進するため、起業支援金を交付するとともに「起業支援のノウハウをもつ民間事業者（プロデューサー）」による伴走支援を行い、起業しやすい環境を整備する。

支援対象とする社会的事業分野：

地域活性化（特に観光誘客・満足度向上、地域資源の活用、空き家・空き店舗の活用）関連、まちづくりの推進、子育て支援、教育関連、地域交通支援、社会教育関連、環境関連、社会福祉関連、就労支援、健康づくり関連、移住・定住促進関連、伝統文化・芸術の保存・継承支援、農業・林業・木材産業振興関連、事件事故の防止・防犯関連、防災・強靱な地域づくりの推進等（Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む）

伴走支援については、特に地域の活性化に意欲がある商店街等を重点対象とし、地元の市町や商工団体及び地域住民等を巻き込んで「商店街等の

魅力創出」や「多様化する起業ニーズに対応した支援」などに取り組む。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

行政は、移住支援金の支給や県内企業等の情報発信に必要なマッチングサイトを構築するとともに、ハローワークとも連携した企業等の情報発信を行い、人手不足に悩む県内中小企業等への就業促進や、地域活性化に資する観光誘客・満足度向上、地域資源の活用、空き家・空き店舗の活用の分野等の社会的事業の起業を促進するとともに、行政、地域金融機関、団体等を構成員とする「とちぎUIJターン促進協議会」等を活用し、事業の周知や支給者の対象就業先となる企業等の掘り起こしを促進する。

一方、県内中小企業等は、県等の支援を受けながら、移住希望者に向けて自社の魅力等を効果的に発信するほか、県が都内で開催する合同移住相談会において出展するなど、自らPRを行うことでマッチングの効果を高め、担い手となる人材を確保する。

地域金融機関等は、県と連携しながら、県内中小企業等への事業の周知や参加企業等の掘り起こしなどに取り組む。

また、起業支援においては、事務局機能を担う公的団体に補助を行い起業支援金の支給や相談対応等を実施するとともに、地域の活性化に意欲がある商店街等においては、民間事業者に委託することで、民間の知見を活用し、地元関係者と一体となった起業しやすい環境の整備や起業後のハンズオン支援を行う創業プロデューサーを設置し、事業効果の向上を図る。

【地域間連携】

県は、広域的に取り組む施策や県全体を調整する立場から、県内25市町が参加する「とちぎUIJターン促進協議会」や市町移住・定住促進担当者研修会等により、県内全市町の移住者受入れ体制の底上げを図るとともに、人手不足となっている中小企業等への就業や地域の課題解決に資する起業を促進するため、市町と連携して移住支援金支給対象企業等の掘り起こしや移住者に対する就業先等の情報発信、起業における地元関係者等への協力要請やワークショップの開催等に取り組む。

一方、各市町は、地域の実情に応じて、空き家バンクによる住宅情報の

提供など移住者に対する各種支援や、移住者に対する交流会の開催など移住後のサポート等を行うとともに、県と連携して地域の魅力アップや移住者の受入れ環境の整備などに取り組む。

【政策間連携】

本事業を通し、「地方で就業する魅力の顕在化」、「起業しやすい環境の整備」等に一層取り組み、移住希望者を県内中小企業等の担い手や、新たな起業による地域課題の解決を図る起業家として呼び込むことにより、本県への移住促進政策と、就業・起業の促進等、産業振興政策との有機的な連携が図られ、相乗効果を生み出す。

栃木県では、移住支援金支給者の就業先として、深刻な担い手不足や事業継承等に悩む中小企業等を選定したり、起業支援事業において地域の必要性に応えるべく、社会的事業として地域活性化関連やまちづくり推進関連等、県政の基本指針である「とちぎ元気発信プラン」の重点戦略に係る分野を位置付けて、社会的事業の起業を促進したりすることにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結びつける仕組みとしている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

「産・官・学・金・労・言」等の外部有識者で構成する「とちぎ創生15戦略評価会議」等において、事業の検証（KPIの達成状況の評価・分析）等を行い、改善・検討等を実施予定。なお、KPIの向上が十分に図られない場合は、予算編成を通じて事業の改善を行い、毎年度策定する「とちぎ創生15戦略実施計画」に反映する。

【外部組織の参画者】

外部有識者で構成する「とちぎ創生15戦略評価会議」については、産（事業者、シンクタンク、観光業等の民間経営者等、栃木県農業協同組合中央会、栃木県林業振興協会、栃木県国際交流協会）、官（市町首長代

表)、学(白鷗大学、宇都宮大学、国際医療福祉大学)、金(足利銀行、栃木銀行)、労(日本労働組合総連合会栃木県連合会)、言(下野新聞社)の参画を得ている。

【検証結果の公表の方法】

「とちぎ創生15戦略評価会議」は公開で開催するとともに、検証結果は県ホームページにおいて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 1,648,311千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野について

地域活性化(特に観光誘客・満足度向上、地域資源の活用、空き家・空き店舗の活用)関連、まちづくりの推進、子育て支援、教育関連、地域交通支援、社会教育関連、環境関連、社会福祉関連、就労支援、健康づくり関連、移住・定住促進関連、伝統文化・芸術の保存・継承支援、農業・林業・木材産業振興関連、事件事故の防止・防犯関連、防災・強靱な地域づくりの推進等(Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。